

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A掘削工事を最終事業場として離職するまで、約〇年間にわたり坑夫として粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、労働基準局長（当時）からじん肺管理区分「管理3イ、PR2、F（一）、療養否」の決定を受けた後、合併症である続発性気管支炎を発症し、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、B診療所等において療養を続けていた。平成〇年〇月〇日、C病院に転医し、「誤嚥性肺炎、右鼠径ヘルニア嵌頓、小腸穿孔、じん肺」と診断され療養していたが、同年〇月〇日、同病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「肺炎」、死因の種別「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長がこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の直接の死亡原因については、死亡診断書並びにD医師及びE医師の各意見書を踏まえ、当審査会としても、誤嚥性肺炎であると判断する。

(2) 請求人は、被災者の死因である誤嚥性肺炎は、療養中のじん肺が原因であり、被災者の死亡は業務上の事由によるものである旨主張するところ、被災者が業務上の事由により死亡したと認められるためには、誤嚥性肺炎とじん肺ないしその合併症である続発性気管支炎との間に相当因果関係が認められることが必要である。

(3) 誤嚥の発生原因について検討すると、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、被災者は、平成〇年当時、既に嚥下障害と診断されていたこと、肺機能検査数値をみると、脳梗塞発症前〇年間に著しい肺機能障害が進行し、じん肺及び続発性気管支炎は安定していないことから、脳梗塞を発症していたとしても、被災者の死因である誤嚥性肺炎とじん肺とは相当因果関係がある旨述べている。

一方、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び同年〇月〇日作成の審理調書において、被災者の平成〇年当時の嚥下障害及び%肺活量等肺機能低下と脳梗塞発症後の誤嚥は無関係で、仮に関係があるとすれば、その状態は平成〇年以降継続しており、脳梗塞発症前に何らかの症状の発現があったはずであるが、被災者の場合には、平成〇年以降の診療録にその旨の記載はなく、本症例の経過からみて、誤嚥性肺炎の直接の原因は、脳梗塞であると考えられる旨述べている。

そこで、当審査会において一件記録を精査したところ、被災者の死亡前〇年間におけるじん肺ないし合併症の状態は、%肺活量の経年的な低下はあるもの

の、特段の症状の悪化は認められず安定していること、じん肺と嚥下障害の間に特段の因果関係は見つけれないことなどから、E医師の上記意見は妥当なものであり、被災者の死因となった誤嚥性肺炎の原因は、脳梗塞であると判断する。

次に、被災者の脳梗塞発症とじん肺の因果関係については、上記のとおり、脳梗塞発症当時において被災者のじん肺及び合併症は安定しており、じん肺と脳梗塞との相当因果関係を認める医学的証拠は存在せず、当審査会としても、じん肺が脳梗塞の有力な原因であるとは認められないものと判断する。

以上のことから、被災者は、じん肺ないし続発性気管支炎との間に相当因果関係が認められる疾病を原因として死亡したものとは認められないことから、被災者が業務上の事由により死亡したものとは認められない。

- (4) その他請求人の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。